

座間市下水道事業経営戦略（案）

令和2年12月

座間市下水道事業経営戦略 目次

1 経営戦略策定の趣旨	1
1-1 経営戦略策定の目的.....	1
1-2 位置付け.....	2
1-3 計画期間.....	3
2 座間市下水道事業の概要	4
2-1 事業の沿革と計画区域.....	4
2-2 下水道施設.....	6
2-3 組織体制.....	8
2-4 水洗化人口及び有収水量.....	9
2-5 下水道使用料の体系.....	9
2-6 経営の状況.....	10
2-7 経営健全化の取組.....	19
3 将来の事業環境	21
3-1 水洗化人口の見通し.....	21
3-2 有収水量の見通し.....	22
3-3 使用料収入の見通し.....	23
3-4 更新需要の見通し.....	24
3-5 組織の見通し.....	25
4 経営の基本方針	26
4-1 将来の経営課題.....	26
4-2 経営の基本方針.....	27
4-3 経営戦略の方向性.....	28
5 投資・財政計画	30
5-1 投資.....	30
5-2 財源.....	32
5-3 投資・財政計画.....	33
6 今後の取組	35
6-1 今後の投資の取組.....	35
6-2 今後の投資以外の経費についての取組.....	36
6-3 今後の財源についての取組.....	36
7 進捗管理	37
資料編	38

※ 計数については、各項目とも表示単位未満を四捨五入しているため、表中の内訳と合計額、項目間の差額が一致しない場合があります。

01

経営戦略策定の趣旨

1-1 経営戦略策定の目的

近年の下水道普及状況は、平成19年度よりほぼ横ばいで推移しており、下水道普及率が95%を超えた現在、大きな増加は見込めなくなっています。

一方で、今後更新の時期を迎える施設の増加、耐震化対策等に多額の費用が見込まれ、厳しい経営環境の中で事業を運営していかなければなりません。

このような状況の中で、公共下水道事業のあるべき姿と今後の経営方針を示すべく、平成26年7月に国土交通省が公表した「新下水道ビジョン」を参考に、平成26年9月に「きれいな自然環境」、「安全な市民生活」、「未来に繋げる施設」、「安定した経営基盤」、「協働による推進」を基本方針として「座間市下水道中期ビジョン」を策定しました。

このような中、総務省より平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出され、公共下水道事業を含めた公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化を図ります。

1-2 位置付け

今回策定する「経営戦略」は、将来需要に見合った施設更新をする「投資計画」と、必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画」から成り立ちます。この「投資計画」と「財政計画」は別々に策定されるものではなく、相互に関連し、収支が均衡した形となるような計画となっています。

以上を踏まえ、「経営戦略」は、本市公共下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、10年以上にわたる中長期的な視点で、「座間市下水道中期ビジョン」を構成する計画として位置付けています。

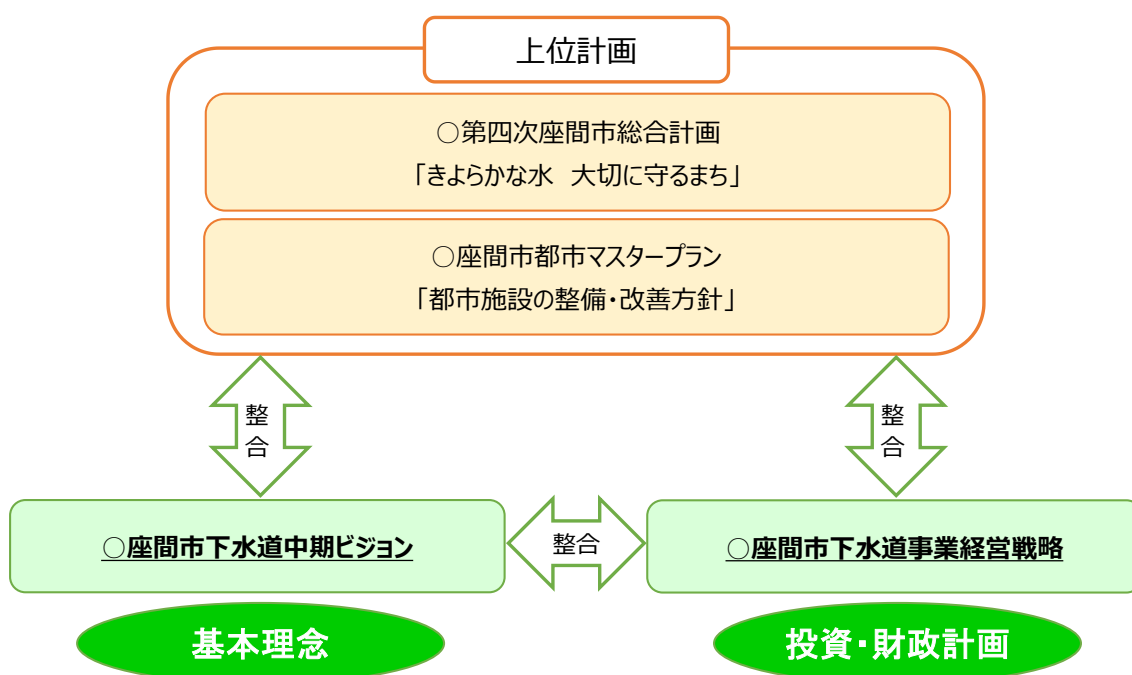


図 1.1 座間市下水道事業経営戦略の位置付け

●第四次座間市総合計画

第四次座間市総合計画（以下、「総合計画」という）は、長期的視点に立って新たな時代に対応できる行政経営の指針を示し、協働による住みよいまちづくりと計画的な施策の推進を行うため、目標年度を令和2年度として、平成23年3月に策定されました。また、平成27年10月には、中間見直しとして三つの方針を新たに定めています。

下水道に関しては、総合計画の施策39において「市民は、公共下水道の污水整備がされた区域において各家庭で水洗化が進み、快適に公共下水道を利用しています。また、雨水対策が進み、集中豪雨等による被害が少ないまちになっています。」と目指す姿を掲げ、次の重点施策を示しています。

- ・浸水被害の多く発生する地域から雨水管の整備等を行うとともに、雨水の浸透や一時貯留等の施設による雨水流出抑制を推進します。
- ・下水道施設の長寿命化や地震対策を強化するとともに、下水道未設置個所の市街化調整区域について個別排水処理も考慮し効率的な施設整備を進めます。
- ・使用料収納率の向上や業務の効率化を推し進めるとともに、適正な料金改定を行います。

●座間市都市マスタープラン

「座間市都市マスタープラン」は、概ね20年先を見据えた、まちづくりの基本的な方針を定めたものであり、「第四次座間市総合計画」の策定と併せ平成23年3月に改定されました。

下水道に関しては、次のとおり整備・改善方針を掲げています。

- ・市街化区域の公共下水道（污水）については、令和2年における接続率100%を目指します。また、市街化調整区域の公共下水道（污水）については、個別排水処理も考慮した効率的な施設整備を進めます。
- ・公共下水道（雨水）については、雨水計画に基づき、浸水被害の発生する箇所に重点を置いた整備を進めます。
- ・下水道施設については、長寿命化計画を策定し、計画的に更新を進めます。

1-3 計画期間

経営戦略の計画期間は10年以上を基本とし、3～5年毎に成果の検証・評価を行います。座間市下水道事業経営戦略の計画期間は次のとおりです。

座間市下水道事業経営戦略の

目標年度 : 令和12年度

計画期間 : 10年間（令和3年度～令和12年度）

02 座間市下水道事業の概要

2-1 事業の沿革と計画区域

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備は昭和44年に相模川流域下水道計画に参画し、昭和48年から公共下水道汚水整備事業に着手して以降、令和元年度末現在の整備済み管きょ延長は約305km、下水道普及率は約97.4%に達しています。

一方、雨水整備に関しては、計画降雨量を時間当たり50mmとして、冠水区域を優先して整備を行ってきましたが、令和元年度末における雨水管きょ延長は約31kmで、事業計画区域に対する整備率は約33.9%に留まっており、近年では計画降雨量を超える局地的な集中豪雨等により、浸水被害が発生している区域の対策が課題となっています。

また、平成26年9月に策定した「座間市下水道中期ビジョン」では、令和5年度までの具体的な下水道施策のあり方を示していますが、汚水整備については事業計画区域の整備は概ね完了しているものの、事業計画区域外の市街化調整区域についても、事業区域を拡大し、公共下水道による整備を行っていくことを予定しています。

表 2.1 下水道事業の概況（令和2年3月31日時点）

項目	概要
事業着手	昭和48年3月
供用開始	昭和53年4月
地方公営企業法の適用	全部適用（平成28年度より）
行政人口	131,729人
処理区域内人口	128,358人
下水道普及率	97.4%
水洗化人口	124,631人
水洗化率	97.1%
全体計画面積	1,372.60ha
事業計画面積	1,266.73ha
整備面積	1,211.83ha
整備率	95.7%

※処理区域内人口とは、下水道整備済区域の人口

※水洗化人口とは、現在下水道を利用している人口

※下水道普及率＝処理区域人口÷行政人口

※水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口

※整備率＝整備面積÷事業計画面積

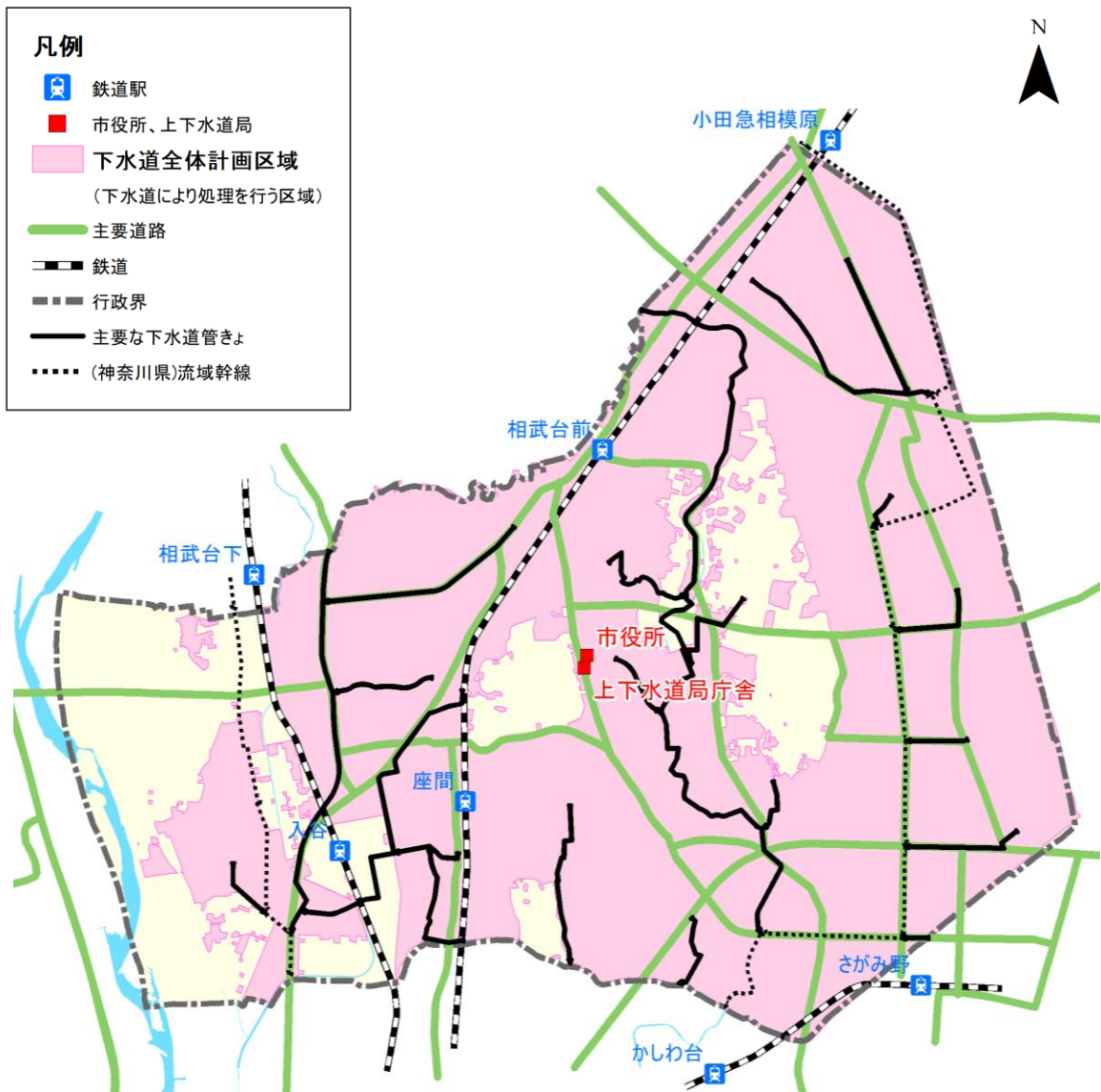


図 2.1 座間市下水道計画図

2-2 下水道施設

2-2-1 管きよ整備延長の状況

本市の下水道施設の概況について、管きよの整備の延長は昭和60年度～平成2年度にピークを迎え、令和元年度末時点で約336kmが整備済みです。

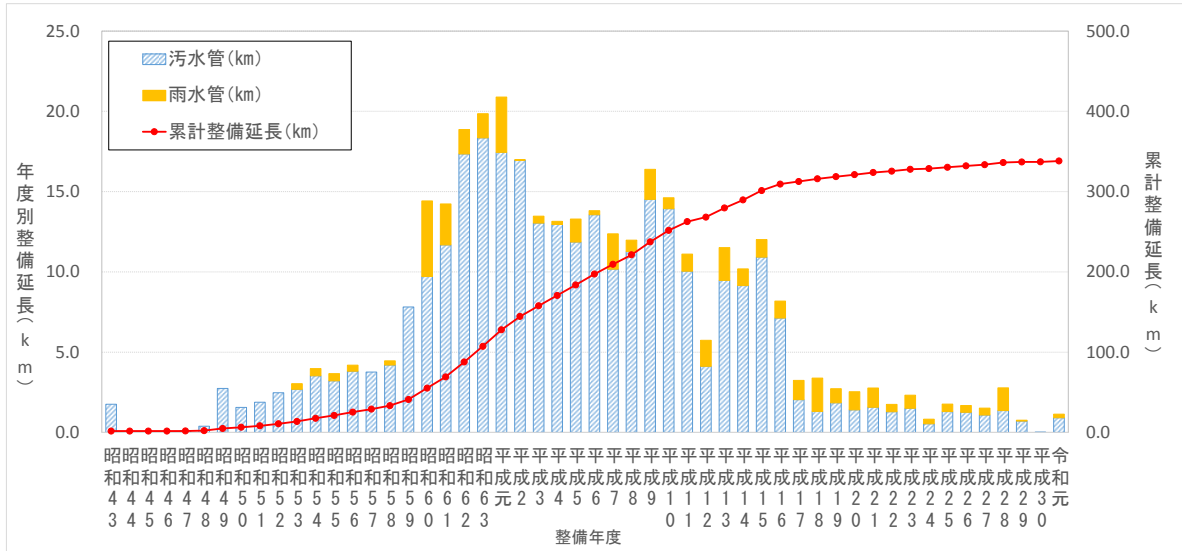


図 2.2 施工年度別管きよ延長

※昭和43年度の「整備延長」は民間開発した汚水管が市に移管されたものです。

2-2-2 流域下水道

本市は下水処理場を有しておらず、神奈川県が事業主体となり、市町が整備する公共下水道から排出される汚水を集約して処理する流域下水道において適切な処理を行い、公共用水域へ放流しています。

本市が接続している相模川流域下水道は、昭和44年度に相模川流域内の9市2町の区域を対象として事業に着手し、昭和48年6月に右岸処理場（四之宮水再生センター）、昭和52年12月に左岸処理場（柳島水再生センター）で一部の市町の下水处理を開始しました。

その後、区域を拡大し、令和2年度現在は流域内の9市3町（相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、愛川町）を対象として事業を実施しています。

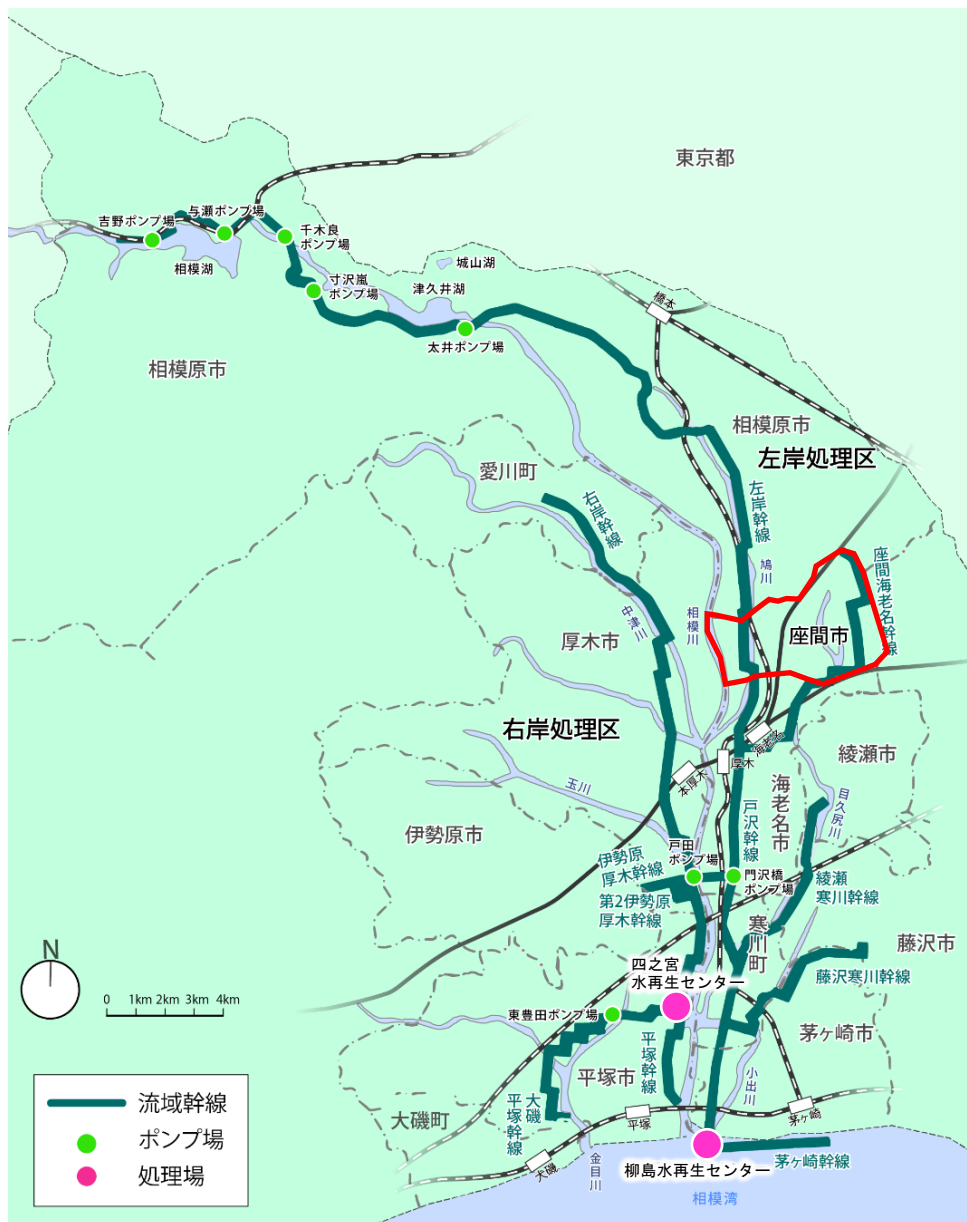


図 2.3 相模川流域下水道計画概要図

2-3 組織体制

本市上下水道局の組織は、「水道料金お客様センター」の開設をはじめ、適宜、事務の効率化や組織の合理化の実施及び検討を行ってきました。

このような中、平成28年4月からは、公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用（財務・組織・人事面）したことに伴い、水道事業と公共下水道事業の二つの公営企業に公営企業管理者を設置し、上下水道局（経営総務課・水道施設課・下水道施設課の3課）を組織しました。

本市公共下水道事業においては、令和2年3月31日現在の職員構成及び年齢構成は下表及び下図のとおりです。年齢構成にはグラフのとおり偏りが出ていることが分かり、事務職員と技術職員の平均年齢に15歳以上の差が生じています。特に、技術職員の年齢が高くなっており、今後の業務における技術継承が課題となっています。

表 2.2 令和2年3月31日現在の職員構成

組織	職員数	事業区分	職員数
公営企業管理者	1人	水道事業	24人
上下水道局長	1人	公共下水道事業	15人
経営総務課	15人	計	39人 (公営企業管理者を除く)
水道施設課	14人		
下水道施設課	9人		
計	40人		

※給与支弁者人数

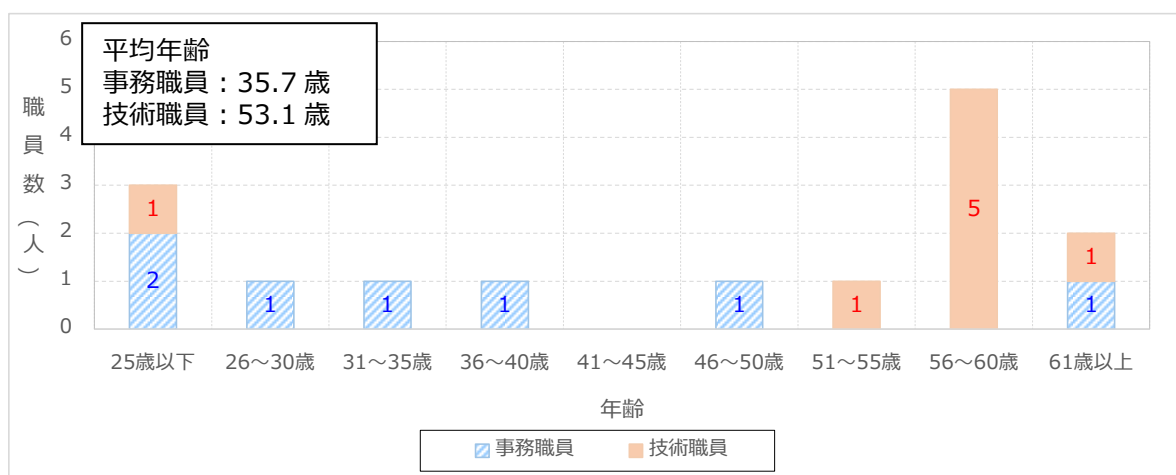


図 2.4 下水道事業職員の年齢構成

2-4 水洗化人口及び有収水量

本市下水道事業における水洗化人口は年々微増傾向にあります。有収水量はほぼ横ばいとなっています。

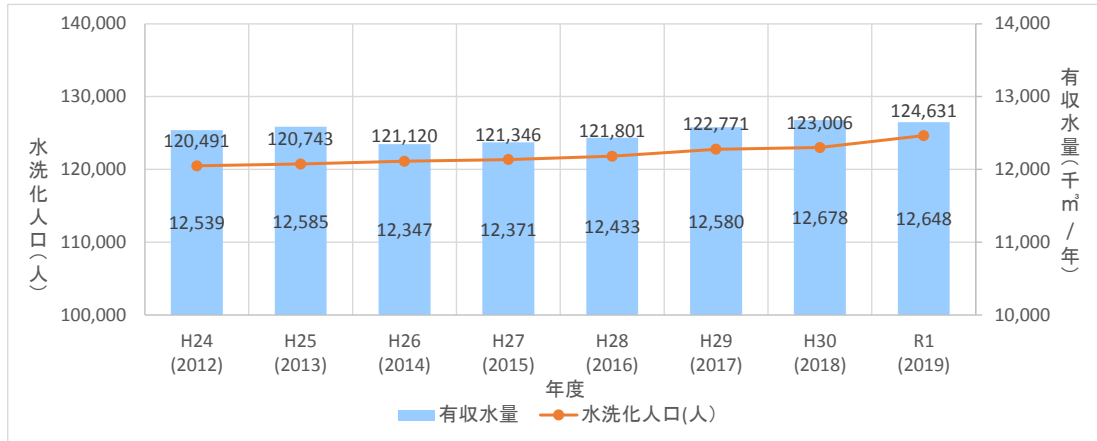


図 2.5 水洗化人口及び有収水量の推移

2-5 下水道使用料の体系

本市の一般汚水の使用料体系は、表 2.3 に示すとおり、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。基本使用料に基本水量を含んでおり、従量使用料は逦増型使用料体系となっています。

表 2.3 下水道使用料単価表

(1 カ月につき・消費税抜き)

区分	排水量 (m ³)	単価 (円)
基本使用料	0-8m ³	895円
	9-20m ³	125円
従量使用料 (1m ³ につき)	21-30m ³	140円
	31-60m ³	160円
	61-100m ³	175円
	101-300m ³	195円
	301-1,000m ³	215円
	1,001-5,000m ³	230円
	5,001m ³ 以上	260円

※公衆浴場汚水は 1m³につき 8 円

2-6 経営の状況

2-6-1 公営企業会計の仕組み

本市水道事業及び公共下水道事業等の公営企業の会計は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す「収益的収支」と、施設の新設や改築等、建設改良のための費用や企業債償還金等の支出とその財源となる収入を表す「資本的収支」の2種類から構成されます。

●収益的収入及び支出

下水道サービスの対価としての使用料収入等と、サービスの提供に要する支出から成り立っています。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が計上されたものです。

●資本的収入及び支出

建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入と、住民への水道サービスの提供を維持するために要する施設の整備、拡充等の建設改良費等の支出から成り立っています。

<収益的収支と資本的収支の関係>

収益的支出のうち、減価償却費等の現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）と純利益による内部留保資金により、資本的収支の不足額を補填することで、事業経営を行っています。

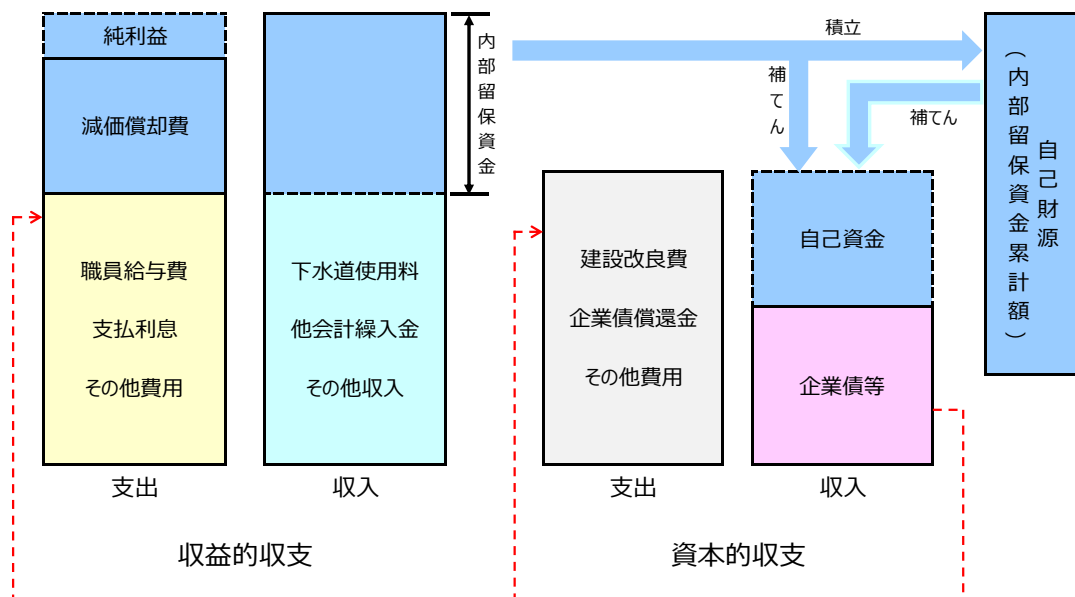


図 2.6 公営下水道事業の仕組み

2-6-2 経営指標等による現状分析

総務省が公表している経営比較分析表に記載されている下表の経営指標等を用いて、本市下水道事業の経営状況について現状分析しました。

※次頁以降の全国類似団体平均は、総務省が公表している「経営比較分析表」の区分に基づき、座間市と同程度（処理区域内人口10万人以上、処理区域内人口密度100人/ha以上）の団体を抽出しています。

※本経営指標は、類似団体と経営環境の比較を可能とするため、各年度の地方公営企業決算状況調査等を基礎とし、集計したデータに基づき作成したものです。

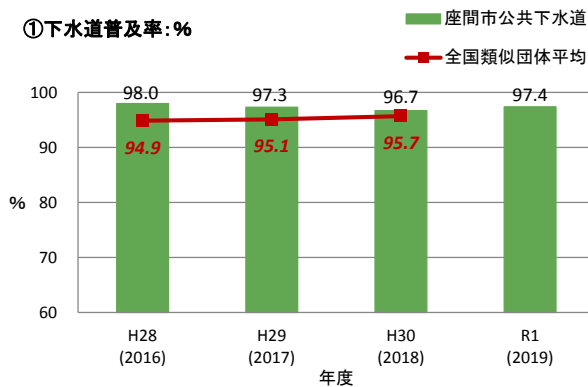
表 2.4 現状分析のための経営指標等一覧

指 標	
事業	①下水道普及率
	②水洗化率
	③有収率
人材	①職員1人あたり処理区域内人口
	②職員給与費対営業収益比率
施設	①管路（管きよ）老朽化率
	②有形固定資産減価償却率
財務	①経常収支比率
	②流動比率
	③汚水処理原価
	④経費回収率
	⑤使用料単価
	⑥処理区域内人口1人あたりの企業債残高
	⑦繰入金

(1) 経営指標による現状分析（「事業」に関する視点）

① 下水道普及率（％）：処理区域内人口／行政区域内人口×１００

【解説】行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合を示し、下水道整備の進捗状況を示す指標です。

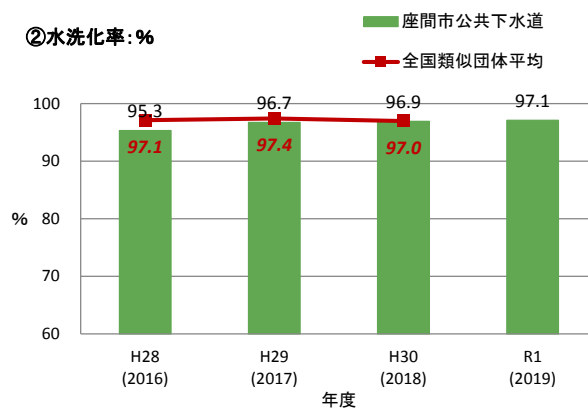


【分析結果】

本市の下水道普及率は100%に近い数値を推移しており、全国類似団体平均値をやや上回っています。今後、引き続き未整備区域の下水道整備を進めていきます。

② 水洗化率（％）：水洗化人口／処理区域内人口×１００

【解説】処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標です。

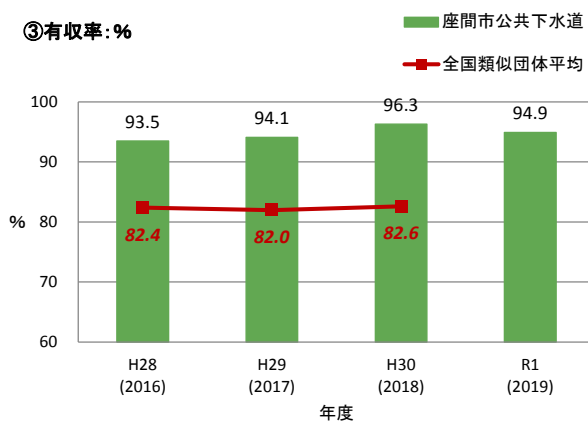


【分析結果】

本市の水洗化率は全国類似団体平均値をやや下回る水準ですが、100%に近い数値を推移しています。今後も引き続き接続率の向上に努め、使用料の増収を図っていきます。

③ 有収率（％）：有収水量／汚水処理水量×１００

【解説】処理した汚水のうち、使用料の対象となる有収水量の割合を示す指標です。



【分析結果】

本市の有収率は93～96%を推移しており、全国類似団体平均値より高い水準を保っています。

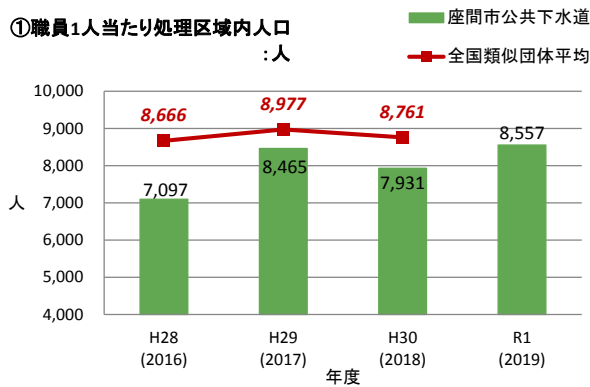
今後、管きよの老朽化等に伴い浸入水の増加が見込まれ有収率の低下が想定されるため、現在の水準を維持するために、計画的な管路調査・修繕等が必要となります。

(2) 経営指標による現状分析（「人材」に関する視点）

① 職員 1 人当たり処理区域内人口（人）

： 処理区域内人口 / 下水道職員数 × 100

【解説】 処理区域内人口を下水道職員数で除したもので、職員 1 人当たりの生産性や効率性を把握するための指標です。



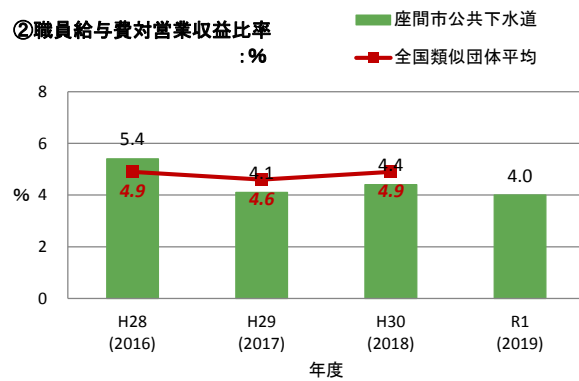
【分析結果】

全国類似団体平均値と比較すると、職員一人当たりの生産性はわずかに低い結果となっています。平成28年度の上下水道局設置時に一時的に職員が増加して以降、職員数の大幅な変動が無く、現在は類似団体と比較して処理区域内人口に対して職員数が多く配置されている状況です。

② 職員給与費対営業収益比率（%）

： 職員給与費 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

【解説】 営業収益に対する職員給与費の割合で算定され、数値が低いほど業務の効率性が高いことを示しています。



【分析結果】

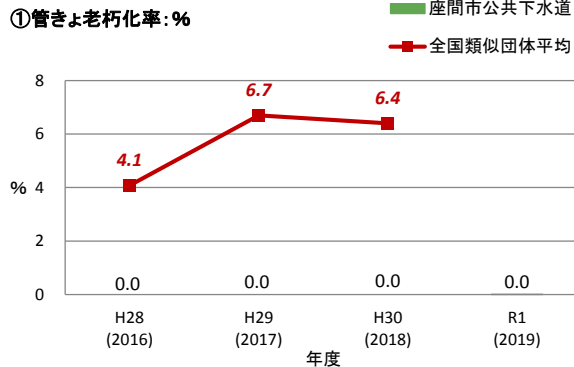
本市の職員給与費対営業収益比率は、全国類似団体平均値と比較するとほぼ同水準であり、業務の効率化が進んでいるといえます。

(3) 経営指標による現状分析（「施設」に関する視点）

① 管きよ老朽化率（％）

：法定耐用年数（50年）超管きよ延長／下水道整備延長×100

【解説】 法定耐用年数を越えた管きよ延長の割合（管きよの老朽化度合い）を表す指標で、本指標の数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管きよを多く保有し、改築等の計画の必要性を意味します。



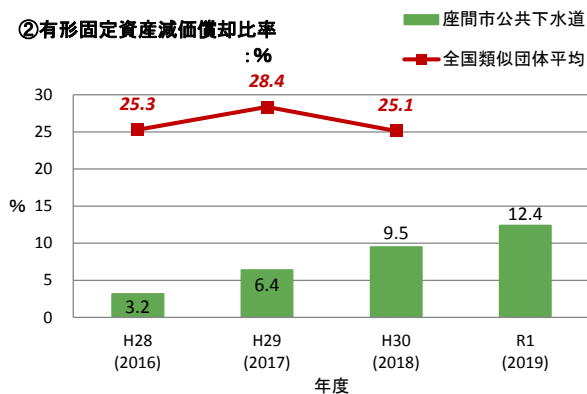
【分析結果】

本市に埋設されている一番古い管きよは昭和43年度に施工されており、令和元年度に法定耐用年数（50年）を迎えました。全国類似団体と比較すると管きよ老朽化率は低いですが、今後は整備後50年経過する管きよの増加が想定されます。

② 有形固定資産減価償却率（％）

：有形固定資産減価償却累計額／償却対象資産の帳簿原価

【解説】 償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表します。一般的には100％に近いほど資産が耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築等の必要性が推測されます。



【分析結果】

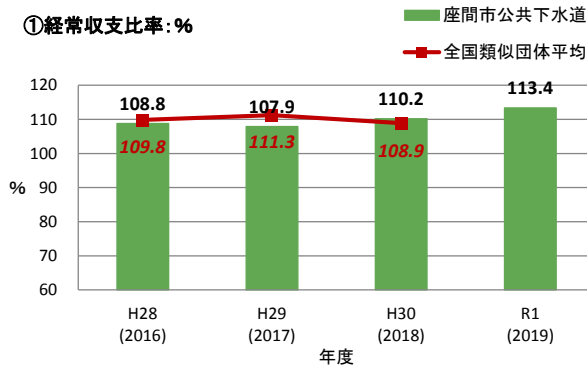
本市は類似団体と比較して下水道整備を開始してからの年数が浅い傾向です。

一方で、令和元年度には法定耐用年数を経過した管きよが生じており、今後は管きよの改築・更新等の必要性がより高まることが想定されます。

(4) 経営指標による現状分析（「財務」に関する視点）

① 経常収支比率（％）：経常収益／経常費用×100

【解説】 使用料収入、一般会計繰入金、国庫補助金等の収益で、維持管理費、支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100％を超えていれば単年度の経常的な事業収支が黒字であることを示しています。

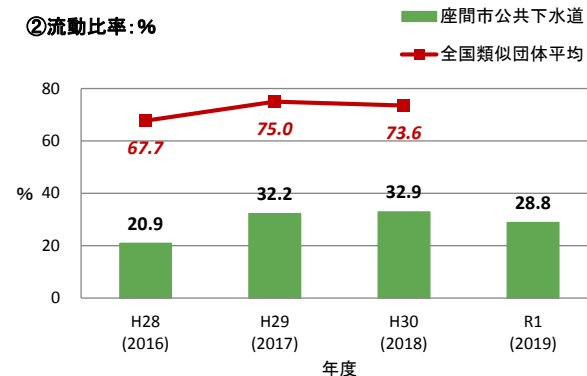


【分析結果】

公営企業会計に移行した平成28年度以降は100％以上と黒字を維持していますが、全国類似団体平均値と比較すると、ほぼ同程度となっています。

② 流動比率（％）：流動資産／流動負債×100

【解説】 短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、一般的には100％以上であることが望ましいとされます。



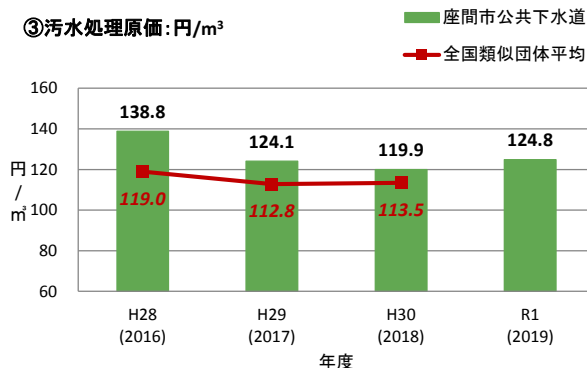
【分析結果】

流動資産に比して下水道整備に充てられた企業債の償還金（流動負債）が高額となっており、100％を大きく下回っています。全国類似団体平均値に比較しても低位となっているため、今後、短期的な資金繰りに留意する必要があります。

③ 汚水処理原価（円／m³）

：汚水処理費（維持管理費＋資本費）／年間有収水量

【解説】 有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（減価償却費及び企業債償還利子）及び汚水維持管理費を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。

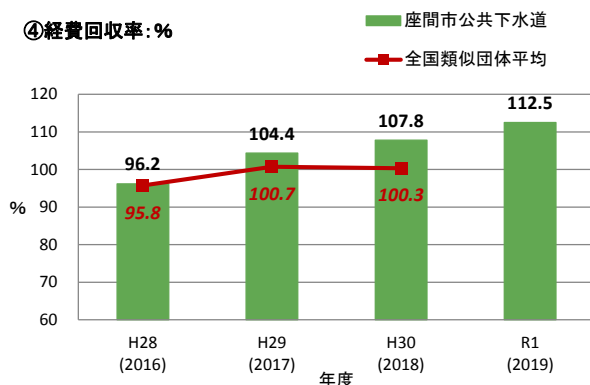


【分析結果】

直近の4年間では平成28年度以降、有収水量が増加傾向にあるため、汚水処理原価は年々減少傾向となっています。全国類似団体平均値と比較すると、ほぼ同程度です。

④経費回収率 (%) : 使用料収入 / 汚水処理費 (維持管理費+資本費) × 100

【解説】 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが望まれます。

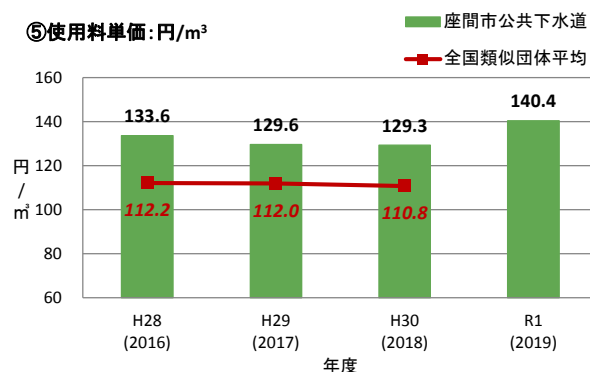


【分析結果】

平成28年度及び令和元年度の使用料改定により100%を超える水準で推移しています。現在は、使用料収入により汚水処理費を賄えている状況です。

⑤使用料単価 (円/m³) : 下水道使用料 / 年間有収水量

【解説】 有収水量1m³当たりの下水道使用料収入を表す指標であり、使用料の水準を示しています。



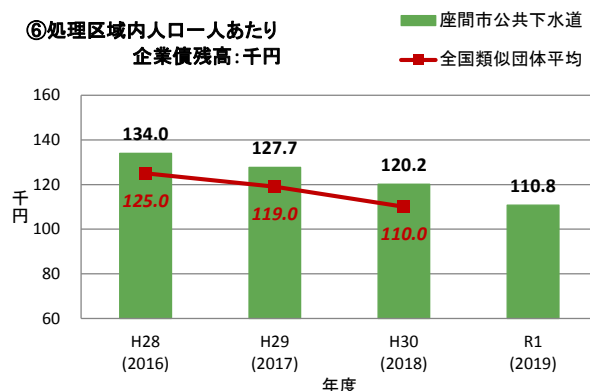
【分析結果】

直近の4年間では平成28年度と令和元年度の2度にわたって使用料改定を行いました。その結果、使用料単価は全国類似団体平均値を上回る水準で推移しています。

⑥処理区域内人口一人あたりの企業債残高 (千円)

: 企業債現在高 / 処理区域内人口

【解説】 企業債残高を処理区域内人口で除したもので、企業債残高の規模を示しています。



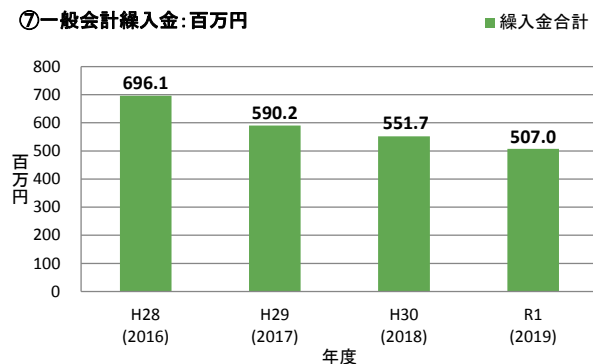
【分析結果】

処理区域内人口一人当たりの企業債残高は毎年着実に減少する傾向にあります。これは、過年度の下水道に対する投資(管きよ等の建設)に伴い発行した企業債の償還が進んでいる状況を示しています。

⑦一般会計繰入金（百万円）

【解説】 一般会計からの繰入金は、雨水処理に要する経費等の一般会計が負担すべき「基準内繰入金」と、それ以外の事由による「基準外繰入金」に区分されます。

⑦一般会計繰入金:百万円



【分析結果】

平成28年度以降、一般会計からの繰入金は減少傾向にあります。過年度に発行した多額の企業債償還が影響し、総務省の基準に基づかない一般会計繰入金（以下、基準外一般会計繰入金という。）により収支の均衡を保っている状態です。

今後、企業債残高の減少や令和元年度の使用料改定による収入増により、基準外一般会計繰入金の減少が予想されます。

●分析結果の総括

【 「事業」に関する視点 】

下水道普及率、水洗化率、有収率共に高水準であり、計画的に市街化区域の汚水施設の整備を実施しています。今後は市街化調整区域を中心とした区域において下水道整備を進める方針としており、管きよの整備と並行して下水道への接続促進を図っていくことが重要です。

【 「人材」に関する視点 】

本市は平成28年度の上下水道局設置時に一時的に職員が増加して以降、職員数の大幅な変動が無く、組織の効率性の面では類似団体と比較してわずかに低い水準となっています。一方で、今後は施設の老朽化に伴う改築・更新事業の増大が予測され、職員への負荷が高まる可能性があります。このため、事務の効率化や事業環境の変化に対応した組織体制の確立が課題です。

【 「施設」に関する視点 】

昭和48年度から下水道施設の整備を開始しており、今後は老朽化した施設の増加と、それに伴う維持管理、更新事業の増加が想定されます。

今後は、計画的な点検・調査や効率的な改築・更新を実施することが重要です。

【 「財務」に関する視点 】

平成28年4月、平成31年4月の2度にわたって使用料改定を行ったことで使用料収入が増加し、経費回収率、経常収支比率共に100%以上を確保できています。一方で、過年度の下水道整備に充てられた企業債の償還金が高額であり、財源の一部を基準外一般会計繰入金により賄っている状況です。

今後は、公営企業としての「独立採算の原則」の観点から、基準外一般会計繰入金金の削減に向けて取り組む必要があります。

【 総括 】

本市の下水道事業は近年の使用料改定の結果、使用料収入が増加し、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄うことができています。一方で、過年度の下水道投資に充てられた企業債の償還金が多額なため、財源の一部を基準外一般会計繰入金により賄っている状況です。企業債残高は年々減少傾向にありますが、今後も汚水整備や老朽化した施設の更新事業等に伴う企業債発行が見込まれることから、長期的な視点で下水道施設全体の管理を最適化することを目的に、令和元年度に策定した「座間市下水道ストックマネジメント計画」（以下、ストックマネジメント計画という。）に基づき投資の効率化、平準化への取組を行います。

2-7 経営健全化の取組

経営の効率化に向けて、これまでに実施した取組は次のとおりです。

●地方公営企業法の全部適用

平成28年4月から公共下水道事業は地方公営企業法を全部適用（組織体制・財務規程・職員の身分）し、水道事業と共に地方公営企業となりました。

下水道は、公衆衛生上その機能を継続して経営しなければならない特殊性を持った、生活及び経済社会活動に不可欠な基盤施設です。下水道事業の経営基盤を強化し長期的に安定した経営を維持するためには、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ることが求められており、地方公営企業法の適用で企業会計方式の経理を行うことにより、損益取引と資本取引が明確に示され、財務諸表等を通して経営状況を的確に把握できるようになりました。

また、法適用の効果として、独立採算の原則が徹底され、経営状況が詳しく見えることにより、コスト削減の目標や中長期的な収支計画が立てやすくなるため、職員の経営意識や原価意識が向上しました。

●公民連携により上下水道局庁舎を建設

上下水道局庁舎の設計・建設・維持管理等に関しては、民間事業者が一括して業務を取り扱う公民連携の手法を用いた事業方式（PPPによるリース方式）により行い、平成30年4月に市役所から上下水道局庁舎へ事務所を移転しました。

公民連携で行うことにより、民間事業者のアイデア等を随所に盛り込み、柔軟な発想の中で設計・建設を行いました。また、上下水道局は、民間事業者から庁舎を賃借することで、経費の平準化を図ることができました。

庁舎の賃借期間は20年間とし、契約期間満了後は、建物の所有権が上下水道局へ無償で譲渡されます。



●下水道使用料の見直し

下水道使用料は、座間市公営企業運営審議会で定めた算定期間の中で経営状況を鑑みて見直しを行っています。近年では、事業運営に必要な経費を確保するため平成28年4月に平均改定率16.02%、平成31年4月に平均改定率9.81%の見直しを行いました。

適正な使用料収入の確保に努めることで、一般会計からの補助金を削減し、公営企業として自立した経営に取り組んでいます。

●水道料金及び下水道使用料納入方法の多様化に対応

水道料金及び下水道使用料納入方法については、従来の納付書払いの他に便利な口座振替による対応も行っていましたが、生活スタイルの多様化に対応すべく、クレジットカード払いやLINE Pay等、より利便性の高い納入方法を導入しました。

●水道工事や道路改良工事との同時施工

水道工事や道路改良工事に伴う舗装工事に併せて人孔蓋の交換等を行うことで工事の金銭的・時間的なコスト低減を図ることができました。

03 将来の事業環境

3-1 水洗化人口の見通し

水洗化人口は行政区域内人口の動向と、将来の下水道整備予定を踏まえて予測しました。

3-1-1 行政区域内人口

行政区域内人口の推計値は、令和2年10月に作成した「座間市の人口推計」に基づいています。本推計では、基準日を令和2年10月1日とし、基本的にコーホート要因法※を用いて人口推計を行っています。推計の結果、令和3年以降は人口が減少していくことが予想されます。

※年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡・出生・転入出）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

3-1-2 水洗化人口

将来の水洗化人口は、図3.1に示すとおりであり、令和元年度までの行政区域内人口と水洗化人口の推移及び将来の行政区域内人口の見込みから水洗化人口を予測し、令和2年度以降の下水道整備による増加分を加算して算出しました。

算定の結果、下水道整備による水洗化人口増加分を行政区域内人口の減少ペースが上回るため、水洗化人口は減少傾向となります。

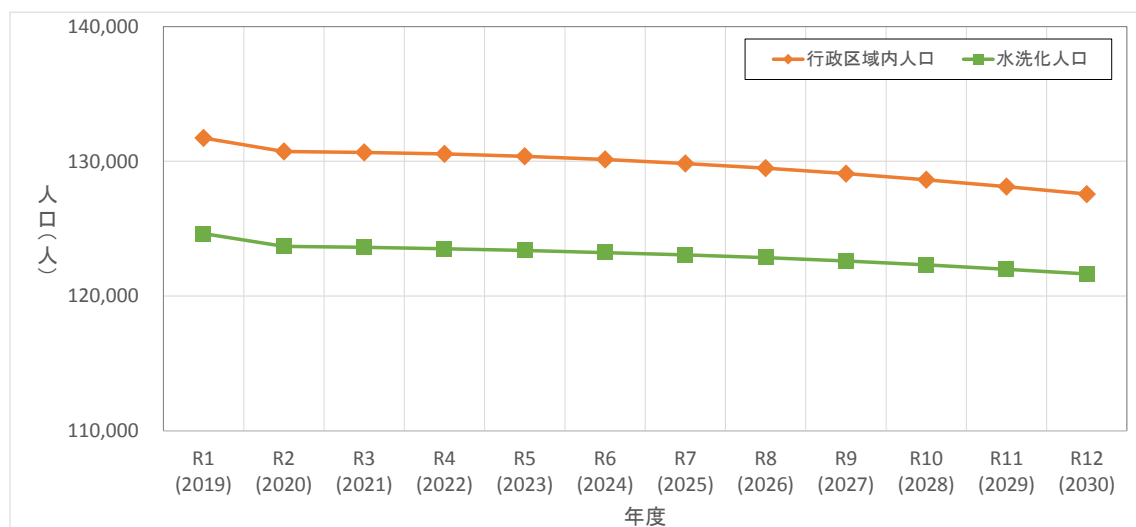


図 3.1 行政区域内人口および水洗化人口の推移

3-2 有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口に一人当たりの使用水量を乗じた「家庭用」と、工場や店舗等から排出される「事業者用」の水量をそれぞれ推計したものを合計して有収水量の見通しを立てました。

「家庭用」は一般家庭及び事業所、公共施設等から排出される汚水ですが、近年は節水意識の向上や節水機器の普及等により一人当たりの使用水量が減少しており、その影響を考慮して一人当たりの使用水量が減少していくことが想定されます。また、「事業者用」は大規模工場・店舗等から排出される汚水で、近年は大規模店舗の進出等に伴い増加傾向にあります。今後は増加のペースが鈍化するものと想定しています。

将来の有収水量の推移は図 3.2 に示すとおりです。

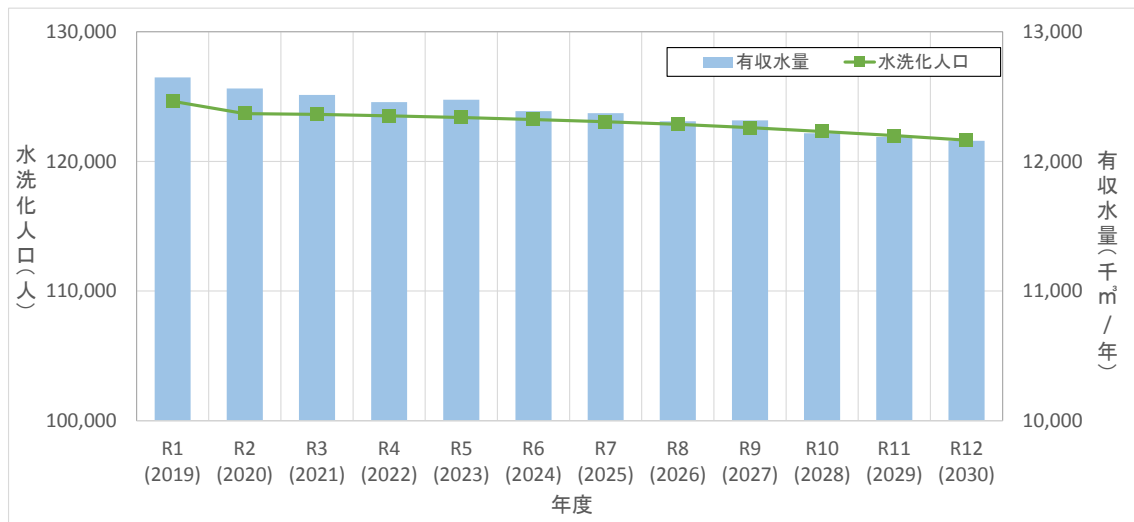


図 3.2 有収水量の推移

3-3 使用料収入の見通し

使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて算出しました。

将来の使用料収入は、行政区域内人口の減少や一人当たりの使用水量が減少することに伴い、今後は減少傾向となる見込みです。

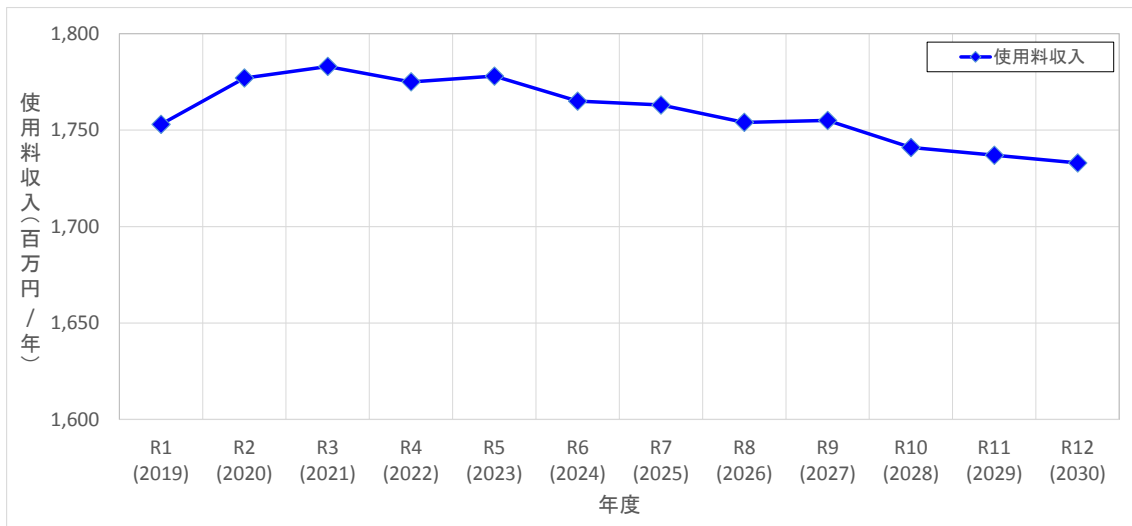


図 3.3 使用料収入の見通し

3-4 更新需要の見通し

今後、下水道管きよを更新しなかった場合、次の図のとおりになります。現在、築年数から経過した年数が法定耐用年数以内の資産が全資産に占める割合は 99% 以上となっていますが、将来的に下水道管きよの健全性を維持していくためには、下水道管きよの中長期的な状況を予測しながら、計画的かつ効率的に更新していくことが必要です。本市では、下水道管きよの計画的な点検・調査、修繕・改築を実施し、長期的な視点で下水道施設全体の管理を最適化することを目的に、将来の管きよの劣化状況を予測し、年度ごとの改築事業量について検討を行いました。その結果、法定耐用年数を用いて更新した場合、今後 40 年間の更新費用を平均すると毎年約 11.4 億円の費用が必要になります。

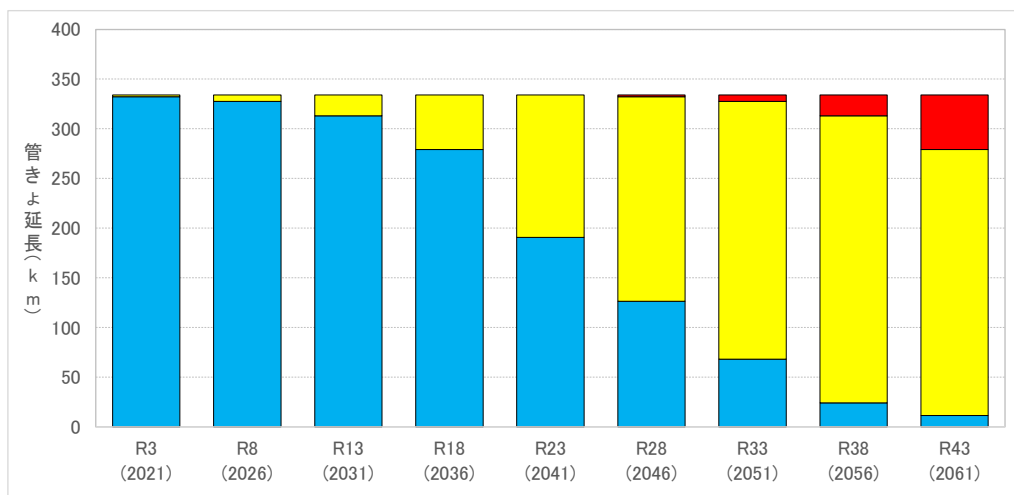


図 3.4 更新需要の見通し

表 3.1 経過年数の推移

資産の分類	定義
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数以内の資産
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数の 1~1.5 倍の資産
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数の 1.5 倍超の資産

3-5 組織の見通し

本市公共下水道事業は、公営企業として事業経営を行い、常に組織の合理化に努めてきました。図 3.5 に示すとおり、本市の下水道事業は携わる職員数の増減はあるものの、近年は15～16人で推移しています。

今後も安定した公共下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保することが必須であるため、将来的にも現状の職員数を確保しつつ、実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要です。

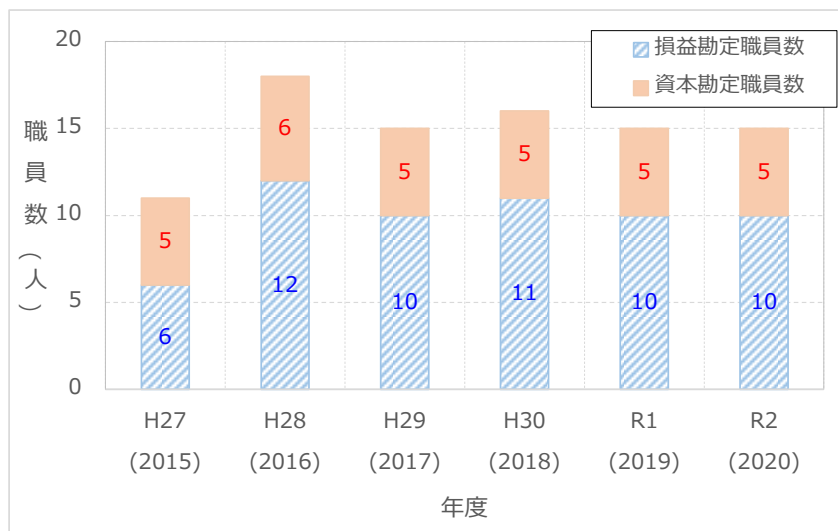


図 3.5 下水道事業に携わる職員数の推移

04 経営の基本方針

4-1 将来の経営課題

本市における将来の経営課題は以下のとおりです。

(1) 下水道施設の機能維持に伴う建設費改良費の増加

これまでに整備された下水道管きよについて、現在は耐用年数を超えた管きよが少ない状況ですが、今後増加していくことは確実なことから、改築・更新を継続的に行う必要があります。

下水道整備事業と並行して浸水対策・地震対策も進めていく必要があり、建設改良費の増大が見込まれることから、各事業の効率的な投資計画の下、無駄のない投資をしていく必要があります。

(2) 事業実施のための財源の適正化

本市は、今後水洗化人口の減少が予測されており、それに伴い使用料収入の減少が見込まれています。また、過年度の下水道整備に充てられた企業債の償還金が高額であり、財源の一部を基準外一般会計繰入金により賄っている状況です。

必要な事業を確実に進めつつ、下水道経営の健全化に向けて取り組んでいくためには、下水道使用料や基準外一般会計繰入金等の財源について、適正化に努めていく必要があります。

(3) 危機管理の強化

今後想定される巨大地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、管路の耐震化や浸水対策施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

(4) 組織の適正化

本市の下水道事業に携わる職員は、近年ほぼ一定の人数で推移していますが、主に施設の新規整備を担う技術職員は年齢層が大幅に偏っており、職員の定年等により職員が入れ替わった場合、技術の継承が課題となる可能性があります。

今後も研修等による計画的な人材の育成を行い、技術の継承を進めるとともに事業環境の変化に対応した組織の適正化を図っていく必要があります。

4-2 経営の基本方針

「第四次座間市総合計画」では、目指すべき将来都市像を「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」と定め、下水道事業の政策目標として「きよらかな水 大切に守るまち」を掲げています。

下水道事業は、公共用水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえて、本市の経営に係る基本方針を「座間市下水道中期ビジョン」に基づき、以下のように定めます。

基本方針

きれいな自然環境

安全な市民生活

未来に繋げる施設

安定した経営基盤

協働による推進

4-3 経営戦略の方向性

社会情勢の変化に適用し、下水道事業経営の健全化へ向けた取組を進めていくために、本経営戦略の方向性について、基本方針に基づき、以下のように定めます。

(1) きれいな自然環境

「座間市下水道中期ビジョン」の基本方針に基づき、下水道整備の推進を図ります。なお、単年度の費用負担が突出しないよう、投資費用の平準化を図り、効果的な下水道の整備及び普及を推進していきます。

【施策①：整備率の向上】

投資費用の平準化を図りつつ、整備率の向上に努めます。

(2) 安全な市民生活

近い将来に発生が予想されている巨大地震等の自然災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、効率的な下水道施設の耐震化を図ります。また、浸水発生個所においては浸水対策を優先的に進めます。

【施策①：下水道施設の効率的な耐震化・自然災害対策】

幹線管きよの耐震化を進め、自然災害に強い下水道施設の構築を図っていきます。

【施策②：浸水対策事業の推進】

浸水発生個所においては浸水対策を優先的に進めます。対策に当たっては新規施設の整備と合わせて、既存雨水施設の活用による効率的な対策を検討します。

(3) 未来に繋げる施設

下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、下水道施設の汚水処理としての機能を維持していくことが必要となるため、下水道施設の計画的な点検・調査及び修繕・改築を実施します。

【施策①：管路の老朽化対策】

今後、増加する老朽管について、計画的に調査・点検を行い、効率的な管路の修繕・改築を実施します。

また、今後、人口減少や節水機器の普及により、汚水量の減少が見込まれるため、施設の改築・更新の際には、使用状況や汚水量を勘案してダウンサイジング等の検討を行います。

(4) 安定した経営基盤

将来にわたり、安定した下水道サービスを提供し、サービス水準の向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、財源の適正化、職員の能力向上を図っていきます。

【施策①：財源の適正化】

使用料については、今後も適正な水準を検討します。

基準外一般会計繰入金については、下水道事業を無駄なく確実に実施していく中で、適正化に努め、下水道使用料との負担水準のバランスを見ながら低減していきます。

企業債については、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、計画的に発行していきます。

【施策②：職員の能力向上】

社会情勢の変化に対応し事業を継続していくため、積極的に情報収集を行い、職員の育成や研修の充実化を図っていきます。

(5) 協働による推進

下水道事業の健全な運営のためにはお客様や事業者の協力が不可欠です。市、お客様、事業者の役割を明確にし、お客様、事業者とともに「座間市下水道中期ビジョン」の基本理念である「きよらかな水 大切に守るまち」を推進していく必要があります。

【施策①：分かりやすい情報提供】

「広報ざま」や市ホームページを活用し、下水道事業の内容、進捗状況、財務状況等が分かるように情報発信を積極的に行います。

【施策②：広報手段の拡充】

「ミニ下水道展」等のイベントを活用し、下水道の役割や重要性をPRすることで情報提供の充実を図っていきます。

【施策③：危機管理における協働】

自然災害発生時における住民との連携をスムーズにするため、上下水道局が地域ごとに開催される避難所開設訓練等に参加し、防災情報の共有を行います。また、座間市内水ハザードマップ等を通じて、市民が自ら命を守るための情報提供とサポートを行います。

05 | 投資・財政計画

5-1 投資

5-1-1 投資計画

「座間市下水道中期ビジョン」の基本理念である「きよらかな水 大切に守るまち」の実現に向け、経営の基本方針である「きれいな自然環境」、「安全な市民生活」、「未来に繋げる施設」及びストックマネジメント計画に基づき、施策の重点化や優先順位付けを行い、計画的に事業に取り組みます。計画期間である10年間の主な事業概要及び事業費は次のとおりです。

表 5.1 10年間の主な投資計画

単位：百万円

基本方針	事業名	事業概要	事業費
きれい	汚水対策事業	・未整備区域の整備	約2,000
安全	浸水対策事業	・老場排水区の整備 ・緑ヶ丘排水区の整備 ・中原排水区の整備 ・大塚排水区の整備	約1,000
	地震対策事業	・耐震診断及び耐震化の実施	
未来	老朽管対策事業	・長寿命化及び改築の実施	約1,000
合 計			約4,000

表 5.2 主な下水道施設の目標使用年数

施設の分類	目標使用年数の考え方
管きよ	75年

5-1-2 重点事業

- 汚水対策事業
市街化区域内の未整備地区のほか、市街化調整区域の公共下水道整備を行います。
- 浸水対策事業
今後、浸水被害が発生している地区に対して雨水管きよの整備を行います。
- 地震対策事業
今後、発生が想定される巨大地震の被害を最小限とするため、幹線管きよ耐震化を行います。
- 老朽管対策事業
下水道管きよの点検・調査を進めると共に、老朽化した管きよの修繕・改築を行います。

5-1-3 投資以外の経費

投資以外の経費（収益的支出及び投資以外の資本的支出）の考え方は、次のとおりです。

表 5.3 投資以外の経費の考え方

区 分		考 え 方
収益的 収 支	1. 営業費用	
	職員給与費	令和元年度決算額を将来一定
	動力費	令和元年度決算額を将来一定
	修繕費	令和元年度決算額を踏まえ、今後の需要を見込み算定
	流域下水道 維持管理負担金	神奈川県の見込額に準じて算定
	委託費	令和元年度決算額を踏まえ、今後の需要を見込み算定
	減価償却費	過年度に取得した資産及び将来取得する資産から算定
	2. 営業外費用	
支払利息	過年度起債分及び新規起債分を計上	
資本的 収 支	3. 企業債償還金	
	過年度起債分及び新規起債分を計上	

5-2 財源

5-2-1 財源試算の方針

財源試算の方針は以下に示すとおりです。

財源試算の方針	
○	経営の効率化を進め、事業を安定経営していくための資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指します。
○	自己財源（下水道使用料等）で事業費が賄えるよう、基準外一般会計繰入金の削減を図ります。

5-2-2 財源試算の考え方

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、企業債、他会計繰入金があり、その他の財源としては、国庫補助金等が挙げられます。

使用料収入は3-3節で述べたとおり、将来的には減少する見込みが示されています。

他会計繰入金は総務省が定めた基準に基づき繰入金を算定しています。

表 5.4 財源試算の考え方

区 分		考 え 方
収益的 収 支	1. 営業収益	
	使用料収入	「使用料収入の見通し」参照 毎年度の年間総有収水量に供給単価を乗じて算定
	2. 営業外収益	
	長期前受金戻入	各年度の減価償却費に応じて算定
資本的 収 支	3. 企業債	
	投資計画に基づき、現行制度により発行額を算定	
4. 国（都道府県）補助金		
投資計画等に基づき、補助対象事業費分を算定		
5. 他会計繰入金		
総務省繰出基準に基づき算定		

5-3 投資・財政計画

「投資試算」、「財源試算」により「投資・財政計画」を作成しました。

持続可能な下水道事業を継続していくためには、費用が収益を上回る収支ギャップを解消し、「投資試算」と「財源試算」の収支を均衡させる必要があります。「投資・財政計画」の作成に当たっては、水洗化人口の減少、節水機器の普及等により、有収水量が減少傾向になるため使用料収入の減少を見込んでいますが、計画期間内においては、現行の使用料水準で財政収支の均衡を維持できる見通しとなりました。

なお、計画期間内に流域下水道維持管理負担金の大幅な増額等の状況の変化があった場合等は、適正な下水道使用料への見直しが必要になる場合があります。

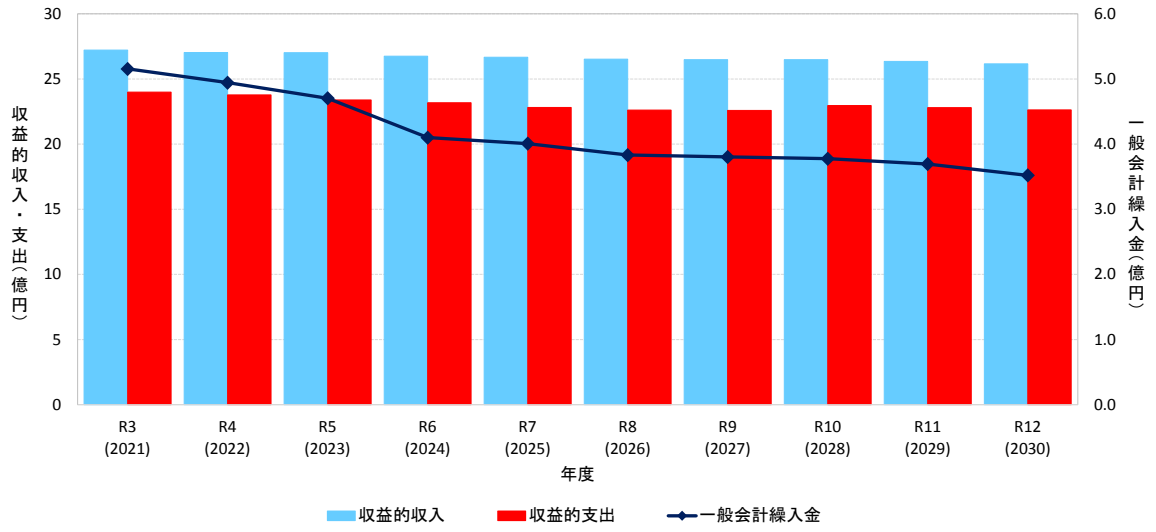
「投資・財政計画」の詳細は、巻末に参考資料として掲載しています。

表 5.5 投資・財政計画の概要

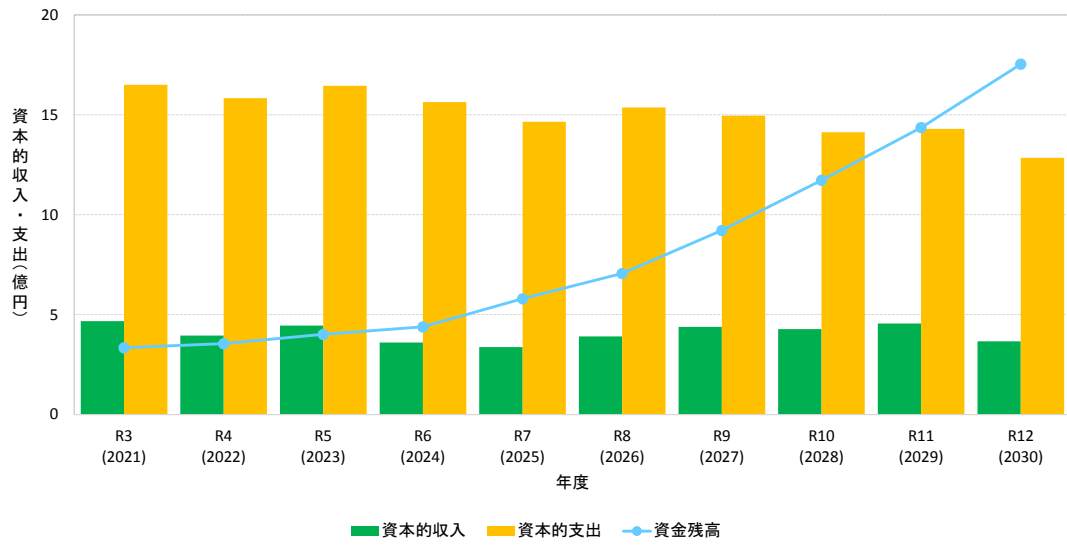
単位：百万円

	計画年度									
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
収益的収入	2,722	2,703	2,702	2,675	2,667	2,652	2,649	2,649	2,634	2,617
収益的支出	2,399	2,378	2,339	2,318	2,281	2,262	2,259	2,296	2,280	2,263
経常損益	323	326	362	357	385	390	390	353	354	353
資本的収入	468	395	446	360	338	391	438	428	456	366
資本的支出	1,651	1,584	1,645	1,564	1,466	1,537	1,496	1,413	1,430	1,285
累積欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

収益の収支



資本の収支



06 | 今後の取組

6-1 今後の投資の取組

広域化・共同化に関する事項	現在、神奈川県を中心とした汚水処理事業の広域化・共同化の検討が進められており、その結果を踏まえて将来の方針を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	限られた財源の中で効率的な事業運営を継続していくため、事業の優先度を見極め、特定の年度に投資が集中することが無いよう、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項	事業の効率化のため、公民連携の観点から、最新の動向を調査・研究しながら効率的な手法を検討していきます。
その他	「ストックマネジメント計画」の定期的な見直しにより現状に則した効率的な事業実施に努めます。

6-2 今後の投資以外の経費についての取組

民間活力の活用	事業の効率化のため、公民連携の観点から、最新の動向を調査・研究しながら効率的な手法を検討していきます。
職員給与費	現状の体制を確保しつつ、適正な人員配置の下で職員給与費の適正化に努めていきます。
維持管理費	今後、「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に点検や修繕を実施し、予防保全型の維持管理に取り組みながらコストの縮減と事業費の平準化に努めます。
委託費	今後の経営状況を見据えながら、内容の見直しによる合理化等の検討を行い、委託費の抑制に努めていきます。
その他	流域下水道維持管理負担金の適正化について、関連市町と連携し神奈川県との協議等を継続していきます。

6-3 今後の財源についての取組

使用料	今後の経営状況により必要に応じて使用料改定に係る検討を行います。
その他	事業を安全経営していくための資金確保を図りつつ、計画的な企業債の発行・償還を行い、残高の減少に努めます。

07 | 進捗管理

経営戦略のフォローアップについては、下記の PDCA サイクルの考え方に沿って行います。具体的には計画期間が 10 年であることから、下記のタイミングで見直しを図ります。

① 経営戦略策定後の中間見直し（概ね 5 年後）

経営戦略策定時と大きく環境が変化したり、経営状況等において現状との乖離が大きかったりする場合、必要に応じて経営戦略を見直します。

② 新たな経営戦略の策定（10 年後）

10 年後に施策の実施状況を踏まえて、新たに 10 年間の経営戦略を策定します。



図 7.1 下水道事業経営戦略の PDCA サイクル

【資料編】

1. 投資・財政計画

(1) 収益的収支

区 分		年 度	令和元(2019)年度 (決 算)	令和2(2020)年度 (予 算)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,987,673	2,040,398	2,039,036	2,031,193	
	(1) 使 用 料 収 入		1,752,588	1,777,285	1,782,955	1,775,172	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他		235,085	263,113	256,081	256,021	
	2. 営 業 外 収 益		685,538	707,075	682,894	672,128	
	(1) 補 助 金		109,197	133,581	111,468	101,786	
	他 会 計 補 助 金		100,522	127,481	102,022	95,939	
	そ の 他 補 助 金		8,675	6,100	9,446	5,847	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		491,653	496,428	500,878	506,523	
	(3) そ の 他		84,689	77,066	70,547	63,818	
	収 入 計 (C)		2,673,211	2,747,473	2,721,930	2,703,321	
	收 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (D')		2,048,947	2,105,081	2,170,430	2,181,271
		(1) 職 員 給 与 費		82,761	106,226	92,248	92,248
		基 本 給 与 費		40,913	54,453	46,961	46,961
退 職 給 付 費				280	280	280	
そ の 他			41,848	51,493	45,007	45,007	
(2) 経 費			602,731	622,154	696,520	699,563	
動 力 費			940	1,368	940	940	
修 繕 費			19,817	21,293	29,431	25,974	
材 料 費							
流域下水道維持管理負担金			423,406	436,242	476,364	485,455	
委 託 費			59,151	65,224	72,903	66,305	
そ の 他			99,416	100,549	116,882	120,889	
(3) 減 価 償 却 費			1,363,455	1,376,701	1,381,663	1,389,460	
2. 営 業 外 費 用			307,473	271,711	228,771	196,389	
(1) 支 払 利 息		300,436	262,593	221,734	189,352		
(2) そ の 他		7,037	9,118	7,037	7,037		
支 出 計 (D)		2,356,420	2,376,792	2,399,201	2,377,660		
営 業 損 益 (A)-(D')		△ 61,274	△ 64,683	△ 131,394	△ 150,078		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		316,791	370,681	322,729	325,661		
特 別 利 益 (F)		1,087					
特 別 損 失 (G)		3,092	273				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 2,005	△ 273				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		314,786	370,408	322,728	325,661		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)		510,085	530,690	553,914	573,327		
	う ち 未 収 金	221,468	217,068	219,793	218,833		
流 動 負 債 (K)		1,771,418	1,757,867	1,774,053	1,689,952		
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,456,302	1,446,322	1,413,566	1,310,573		
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	304,585	299,769	349,956	368,848		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							

(単位:千円, 税抜)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
2,030,943	2,018,308	2,014,475	2,006,372	2,008,194	2,001,397	1,994,092	1,988,973
1,777,756	1,765,117	1,762,975	1,754,025	1,755,059	1,740,839	1,736,805	1,732,506
253,187	253,190	251,500	252,347	253,135	260,559	257,287	256,467
670,791	656,350	652,050	645,724	640,736	647,310	640,265	627,594
100,082	83,845	78,740	71,181	63,467	67,289	57,761	47,290
90,327	71,877	67,417	62,238	55,041	47,569	45,909	37,569
9,755	11,967	11,323	8,943	8,425	19,720	11,853	9,721
512,777	519,397	524,152	529,224	535,928	542,085	547,972	549,075
57,932	53,108	49,158	45,319	41,341	37,936	34,531	31,229
2,701,734	2,674,657	2,666,525	2,652,096	2,648,929	2,648,707	2,634,357	2,616,567
2,169,755	2,169,527	2,150,540	2,145,500	2,154,132	2,200,632	2,192,823	2,183,280
92,248	92,248	92,248	92,248	92,248	92,248	92,248	92,248
46,961	46,961	46,961	46,961	46,961	46,961	46,961	46,961
280	280	280	280	280	280	280	280
45,007	45,007	45,007	45,007	45,007	45,007	45,007	45,007
680,675	673,644	650,692	641,681	643,432	683,049	668,378	659,007
940	940	940	940	940	940	940	940
20,168	25,651	21,742	32,763	32,763	32,763	32,763	32,763
480,000	473,636	456,364	442,727	440,909	455,455	461,818	458,182
58,728	52,627	50,906	44,560	48,180	73,302	52,318	46,634
120,840	120,790	120,740	120,690	120,640	120,589	120,538	120,487
1,396,831	1,403,635	1,407,600	1,411,571	1,418,452	1,425,335	1,432,197	1,432,025
169,577	148,091	130,719	116,153	104,433	95,252	87,335	80,056
162,540	141,054	123,682	109,116	97,396	88,215	80,298	73,019
7,037	7,037	7,037	7,037	7,037	7,037	7,037	7,037
2,339,332	2,317,618	2,281,259	2,261,653	2,258,565	2,295,884	2,280,158	2,263,336
△ 138,812	△ 151,219	△ 136,065	△ 139,128	△ 145,938	△ 199,235	△ 198,731	△ 194,307
362,402	357,039	385,266	390,443	390,364	352,823	354,199	353,231
362,402	357,040	385,266	390,443	390,365	352,823	354,199	353,231
620,633	656,228	796,895	922,361	1,137,768	1,386,953	1,650,569	1,967,500
219,152	217,594	217,330	216,226	216,354	214,601	214,104	213,574
1,664,465	1,565,480	1,465,695	1,472,361	1,411,865	1,328,229	1,334,978	1,237,466
1,201,922	1,085,199	987,656	931,576	850,393	757,742	755,818	706,785
452,012	469,750	467,508	530,254	550,941	559,956	568,629	520,150

(2) 資本的収支

年 度		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3年度	令和4年度	
区 分		(決 算)	(予 算)	(2021年度)	(2022年度)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	511,800	375,000	369,800	304,800
		うち 資本費平準化債	382,700	200,000	208,000	106,900
		2. 他 会 計 出 資 金				
		3. 他 会 計 補 助 金	24,450	35,707	36,984	39,706
		4. 他 会 計 負 担 金	66,692	57,600	54,286	43,356
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,663	8,066	6,490	7,590
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	1,701	360		
		8. 工 事 負 担 金	8,393			
	9. そ の 他					
	計 (A)	617,699	476,733	467,560	395,452	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	617,699	476,733	467,560	395,452	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	256,137	244,770	237,008
うち 職員給与費			47,977	49,111	47,977	47,977
2. 企 業 債 償 還 金			1,545,697	1,458,480	1,413,566	1,310,573
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他						
計 (D)	1,801,834	1,703,250	1,650,574	1,583,676		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,184,135	1,226,517	1,183,014	1,188,224	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	876,312	885,386	880,784	882,936
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	119,936	133,630	49,818	16,745
		3. 繰 越 工 事 資 金				
		4. そ の 他	187,887	207,501	252,411	288,543
計 (F)	1,184,135	1,226,517	1,183,014	1,188,224		
補填財源不足額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		14,216,857	13,133,377	12,089,611	11,083,838	

○他会計繰入金

年 度		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3年度	令和4年度
区 分		(決 算)	(予 算)	(2021年度)	(2022年度)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	415,873	450,339	424,227	411,355
	うち 基準内繰入金	326,827	368,732	349,652	343,509
	うち 基準外繰入金	89,046	81,607	74,575	67,846
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	91,142	93,307	91,270	83,062
	うち 基準内繰入金	66,692	57,600	54,286	43,356
	うち 基準外繰入金	24,450	35,707	36,984	39,706
合 計		507,015	543,646	515,497	494,417

(単位:千円、税込)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
303,300	224,000	201,000	277,000	310,600	299,100	329,000	271,900
6,600							
40,764							
32,637	36,360	37,184	27,839	35,249	36,070	36,232	31,199
68,820	99,620	99,620	86,000	92,550	92,550	90,350	63,000
445,521	359,980	337,804	390,839	438,399	427,720	455,582	366,099
445,521	359,980	337,804	390,839	438,399	427,720	455,582	366,099
443,069	478,905	477,930	605,484	645,614	655,114	674,074	578,034
47,977	47,977	47,977	47,977	47,977	47,977	47,977	47,977
1,201,922	1,085,199	987,656	931,576	850,393	757,742	755,818	706,785
1,644,991	1,564,104	1,465,586	1,537,060	1,496,007	1,412,856	1,429,892	1,284,819
1,199,470	1,204,124	1,127,782	1,146,221	1,057,608	985,136	974,310	918,720
874,920	826,089	755,109	745,323	651,532	579,138	605,854	548,888
324,549	378,035	372,673	400,899	406,076	405,998	368,456	369,832
1,199,470	1,204,124	1,127,782	1,146,221	1,057,608	985,136	974,310	918,720
10,185,216	9,324,017	8,537,361	7,882,785	7,342,992	6,884,350	6,457,532	6,022,647

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
397,023	373,753	363,652	355,481	345,094	341,641	333,303	320,842
335,063	316,617	310,466	306,134	299,725	299,677	294,744	285,585
61,960	57,136	53,186	49,347	45,369	41,964	38,559	35,257
73,401	36,360	37,184	27,839	35,249	36,070	36,232	31,199
32,637	36,360	37,184	27,839	35,249	36,070	36,232	31,199
40,764							
470,424	410,113	400,837	383,320	380,343	377,711	369,535	352,041

●用語の定義

か行	
管きよ	下水を流下させる管。大抵は地下にあり適切な勾配を持ち、下水処理場まで下水を送る。
企業債	地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債（債務）のこと。
供用開始	下水道の使用が可能となること。
建設改良費	経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備等、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
減価償却費	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理によって各年度の費用とされた減価額のこと。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。
広域化・共同化	複数の市町村等が処理区域の統合や下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化等で事業運営を効率化すること。
さ行	
市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「すでに市街地を形成している区域または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
事業計画	基本計画（全体計画）を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。5～7 年間で財政、執行能力等の点で実現可能な計画を策定する。
資本的支出	施設の建設改良に関する投資的な支出で、企業の将来の経営活動の基礎となり、収益に結びついていくもの。具体的には、施設の建設改良費・企業債償還金が該当する。
資本的収入	施設の建設改良に関する投資的な収入であり、補助金・企業債等が該当する。
収益的支出	公共下水道事業の経営活動によって発生するすべての支出で、資本的支出以外のもの。具体的には施設の維持管理費・減価償却費・企業債利息等が該当する。
収益的収入	公共下水道事業の経営活動によって発生するすべての収入で、資本的収入以外のもの。具体的には使用料収入等が該当する。
処理区域	下水道法では、下水（汚水、雨水）を排除すべき区域を「排水区域」、排除された下水を終末処理場で処理することが可能な区域を「処理区域」と定義している。
水洗化人口	実際に公共下水道に接続し汚水を処理している人口。
水洗化率	下水道が利用可能となった人のうち、下水道に接続するための排水設備を工事し、実際に下水道を使用している人の割合。
ストックマネジメント	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。 出典：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン -2015 年版-（平成 27 年 11 月）

た行	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量のこと。
ら行	
流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。
流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きよからなる。事業主体は原則として都道府県となる。
アルファベット	
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP(Public Private Partnership : 公民連携) と呼ぶ。

座間市上下水道局